

## 重点支援地方交付金の活用

### (物価高騰に対する医療機関への支援)に関する申し入れ

令和5年11月29日に令和5年度補正予算が成立し「重点支援地方交付金」の追加が決定した。

この交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かく実施できるよう設けられたものである。

それにもかかわらず、厚生労働省から発出された事務連絡では、都道府県及び市町村に対して、根拠が不明瞭な数値を示し、その水準以上での医療機関に対する補助事業の実施を求めている。

さらに、フォローアップと称して各自治体の事業実施状況を厚生労働省のホームページ等において公表することで、自治体に国が定めたやり方を実質的に強いている。

こうした国の対応は、国と地方を対等・協力の関係にあるとする地方分権改革の理念に反するものである。

については、地方が自らの判断と責任において地域の実情に応じた施策を実施できるよう、当該交付金の活用に関する地方の裁量を尊重するよう強く求める。

令和6年1月24日

全国知事会 地方分権推進特別委員会委員長

広島県知事 湯崎 英彦

全国知事会 社会保障常任委員会委員長

福島県知事 内堀 雅雄